

飯塚市議会の議員定数について市民の意見を聴くことを求める請願

(要旨)

市民が議員と直接意見交換できる場として、12か所の交流センターでの意見交換会を実施してください。

(理由)

令和元年の第3回定例会にて、市民の意見が全く聴かれていないまま、議員提案として議員定数が28人から24人に削減されました。そのことを受け、私たちは、令和3年第5回定例会にて、請願第4号「議会の議員の定数を定める条例の一部改正を求める請願」を提出しました。

請願の内容は、女性をはじめ多様な市民から構成される議会、様々な意見が反映される議会となるよう「議会で有識者や市民の意見を聴くなどして、議論を深めた」上で、議員定数を改正前の28人に戻してくださいというものでした。

令和4年第1回定例会にてこの請願が採択され、令和4年第3回定例会で議員定数を28人とする条例の改正が可決されました。

その後、令和5年4月に飯塚市議会議員一般選挙が実施され、令和5年第4回定例会にて、飯塚市の議員の定数を再度24人に削減するため、議員提出議案が提出されています。

その提案理由として、「議員定数のあり方について、広く住民の意見を聴くこと」が明記されており、意見を聴く手段として、12月14日の議員定数のあり方に関する調査特別委員会で3000人無作為抽出のアンケートを採ることが可決されました。

しかし、1月25日の特別委員会では、市民の陳情をもとに提案された「12交流センターでの議員と市民との意見交換会」「大会場での議員と市民の意見交換会」「特別委員会での公聴会」は、賛成少数で否決されました。私たちは、アンケートだけでは、市民の意見を十分把握し、建設的な議論をすることはできないと考えます。議員定数を考えるにあたり、私たち市民がどんな議会を望んでいるのかを直接聴いていただきたいと思ひますし、また議員がどう考えているのかお聴かせいただき、忌憚のない意見交換をする場が必要だと考えます。ぜひ、アンケート以外にも広く市民の意見を聴く場として、12か所の交流センターにて市民意見交換会を開催していただきますよう、請願いたします。

令和6年2月26日

飯塚市議会議長 江口 徹 様

請願者

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

紹介議員

小幡 俊之
金子 加代

飯塚市議会の議員定数のあり方の調査及び定数削減議案の
審査にあたり意見交換会の実施を求める請願

(要旨)

飯塚市議会の議員定数のあり方の調査及び定数削減議案の審査について、市民が情報の提供を受けて質問し意見を述べることができる意見交換会を、市内12交流センターごとに速やかに実施してください。

(理由)

地方自治の本旨は、住民の福祉の増進を図ることにあることは、日本国憲法（第8章）と地方自治法（総則）によって明らかです。

地方自治法（第2章）により、住民は、選挙に参加する権利、条例の制定又は改廃を請求する権利、事務の監査を請求する権利、議会の解散を請求する権利、議員、長、副知事、副市町村長、選挙管理委員、監査委員、公安委員会の委員の解職を請求する権利、さらに教育委員会の教育長又は委員の解職を請求する権利を有しています。ここには住民自治の基本点が示されています。

地方自治法（第6章）により、議会は、住民が選挙した議員によって組織され、普通公共団体の重要な意思決定に関する事件を議決し、検査及び調査その他の権限を行使します。議員の定数は条例で定めます。

本市発足からの18年間を振り返りつつ、地方自治と住民自治の発展を展望するとき、市議会の果たすべき役割は大きく、議員の定数をどう考えるかは極めて大きな課題です。

飯塚市議会の議員定数のあり方の調査及び定数削減議案の審査にあたり、地方自治法の示す議会の組織と権限及び飯塚市議会の現状と課題に関する情報を明らかにし、住民の意見を地域ごとに丁寧に聞くことは不可欠です。以上。

令和6年2月26日

飯塚市議会議長 江 口 徹 様

請願者

████████████████████

████████████████

紹介議員

川 上 直 喜